

登別市保育実施条例の全部改正について

1. 改正理由

保育の実施については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育に欠ける子どもに対し保育所における保育を実施してきましたが、子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業において保育を必要とする子どもが保育を利用するための支給認定を行うこととなることから、本条例を全部改正し、登別市子どものための教育・保育給付に関する条例とします。

また、利用者負担額（保育料）について、児童福祉法第56条に直接根拠を持つ負担金でしたが、法改正により、特定教育・保育施設のうち公立保育所の利用者負担額の徴収根拠を条例で定める必要があるため、所要の規定を整備するものです。

2. 内容

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の規定により、保育の必要性の認定理由について、
- ①最低労働時間を月48時間から64時間の間で別に定めることとする。
 - ②求職活動、就学等、虐待・DV、育児休業を加える。
- (2) 利用者負担額の徴収及び減免について規定する。

3. 施行日

子ども・子育て支援法の施行の日